

仙台地区海岸防災林（北山国有林内）の再生に向けた
平成31年春季からの活動希望者の募集について（公告）

平成30年9月3日
東北森林管理局長

下記のとおり、仙台地区海岸防災林（北山国有林内）の再生に向けた活動希望者の募集について公告します。

記

第1 趣旨

東北森林管理局では、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生について、『みどりのきずな』再生プロジェクトとして、樹木の生育基盤を造成した上で順次植栽を行い、農地や居住地等に対する風害・潮害の防備や生活環境の保全に加え、津波の被害軽減効果も考慮した海岸防災林の再生に取り組んでいます。

平成25年の春からは、NPO、企業等の民間団体にもご協力いただき植栽等に取り組んでいただいています。

この度、来春から植栽等を行う箇所について、ボランティア活動により一定期間、協定に基づき継続的に植栽から保育までの森林整備活動等を行っていただく地方公共団体、民間団体を募集します。

第2 募集対象箇所の概況

(1) 所在地

宮城県仙台市若林区荒浜字北^{きたやま}山国有林87林班ヨ1小班

(別添1-1 募集対象箇所位置図)

(2) 区域面積

植栽面積：1.41ha

協定面積：1.62ha

(※協定面積は植栽面積と防風柵を含んだ面積となっています。)

植栽活動は1区画以上です。(1区画あたりの植栽面積は0.07ha～0.16ha)(別添1-3 植栽地の概要)

また、面積配分や区画割りについては、応募者数や応募面積に応じて調整させていただきますのでご承知おき願います。

(3) 交通アクセス

- ① 仙台東部道路仙台港ICから左折し、県道10号線に入り約4.6km進んだ後、信号を左折し、海側に約0.6km進む。その後、交差点を右折し、約0.4km進んだ場所が公募箇所です。

- ② 仙台東部道路仙台東 I C から左折し、県道23号線に入り約0.6km進んだ後、信号を左折し、約1.3km進む。その後、信号を左折し、県道137号線に入り、約3.5km進んだ後、信号を左折し県道10号線に入り約1.1km進む。その後、信号を右折し、海側に約0.6km進み、交差点を右折し、約0.4km進んだ場所が公募箇所です。

なお、県道10号線やその周辺では、仙台市東部復興道路整備事業（かさ上げ道路事業）等により、平成30年12月以降、道路状況が変わる可能性があります。通行の際は、仙台森林管理署までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

仙台森林管理署（担当：次長 大沼）

電話：022-273-1111

（4）被災前の林況

対象箇所及びその周辺は、被災前は林齢73～118年生のクロマツと林齢118年生のアカマツを主体とする海岸防災林でしたが、東日本大震災に伴う津波により流失したため、治山事業により生育基盤造成のため盛土等の工事が行われた箇所です。

（5）特記事項

- ① 募集対象箇所周辺では工事用大型車両の通行があります。
- ② 作業時に自家用車等を乗り入れる際には、工事用車両等の妨げにならないよう管理用道路に沿って縦列駐車をお願いします。
- ③ 施工地内及び周辺において、自生する動植物を採取することはできません。
- ④ 仙台市が定めた避難対象地域です。避難所と避難経路をあらかじめ確認して緊急時に備えて下さい。

第3 活動内容

対象箇所は、治山事業による海岸防災林（保安林）復旧工事の事業区域の一部であり、将来的には、周辺地区の治山事業による施工箇所と一体となって、潮害防備等の森林の防災機能を高度に発揮することが求められます。また、気象条件等が厳しいことから、確実に成林させるためには植栽後も保育等、継続的な手入れや経過観察が必要です。

このため、対象箇所においては、治山事業の意義・目的に即した植栽から下刈り等の保育までの森林整備活動等について、仙台森林管理署長と「社会貢献の森」の協定を締結したうえで、ボランティア活動等により植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を越えるまでの5～10年間程度、継続的に行っていただくとともに、樹種・植栽本数・保育方法等については別添2を踏まえて実施していただくこととなります。

また、活動希望申請書に記載してある活動内容であっても、その規模や手法等が

国有林野の管理経営や公序良俗の維持に支障があると判断されるものについては、中止や原状回復をお願いすることがありますのでご留意願います。

第4 実施主体の資格要件

協定締結による「社会貢献の森」づくり活動の実施主体は、適切な活動の実施が可能と見込まれる地方公共団体又は民間団体とします。ただし、民間団体にあつては、次の全ての要件を満たすことが必要となります。

なお、個人での参加希望は受け付けませんのでご留意下さい。

- (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
- (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
- (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
- (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納していないこと。
- (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
- (7) 従来を経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
- (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。

第5 応募の手続き

(1) 活動希望申請書の提出

上記第4の要件を満たし、対象箇所での活動を希望する地方公共団体又は民間団体は、別添3の活動希望申請書に必要事項を記入の上、東北森林管理局長宛てに郵送により提出して下さい。

【提出先】

〒010-8550

秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 技術普及課（担当：緑の普及係 正月）

(2) 現地案内、森林づくり活動の構想の相談

対象箇所の現地案内を下記のとおり2回行いますので、参加を希望される場合は、あらかじめ仙台森林管理署まで別添4を用いて郵送又はFAXにて案内日の3～5日前までにお申し込み下さい。

① 現地案内開催日時

1回目 平成30年9月28日（金）13時～15時

2回目 平成30年10月11日（木）13時～15時

② 集合場所

宮城県仙台市若林区荒浜字川向1番1号地内
海岸公園荒浜地区内クラブハウス前（別添1：募集対象箇所位置図参照）
各自、自家用車等を用いて直接お越し下さい。

③ 集合時刻

各回とも開催日の13時

【現地案内申込先】

〒981-0908

仙台市青葉区東照宮一丁目15番1号

仙台森林管理署（担当：森林技術指導官 西市、主任森林整備官 小向）

電話：022-273-1111 FAX：022-273-1115

また、森林づくり活動の構想等について、事前に東北森林管理局にご相談いただければ、構想が現地に即したものか、無理のないものかなど、適宜、技術的なアドバイス等を提供いたします。

【相談連絡先】

東北森林管理局 技術普及課（担当：緑の普及係 正月）

電話：018-836-2218 FAX：018-836-2012

第6 募集期間

平成30年9月3日（月）から平成30年10月31日（水）（当日必着）まで

第7 実施主体の選定

実施主体については、上記第5で提出していただいた活動希望申請書の内容を確認のうえ選定しますが、応募者が多数となる場合等にあっては、応募者数等に応じた面積配分や複数者での連携した活動の要請等を行わせていただきます。この場合、必要に応じて、団体名、連絡先等を各応募者にお知らせする場合がありますので予めご了承願います。

なお、選定結果については、意向確認のうえ各応募者に通知します。また、ホームページ等で公表いたします。

第8 「社会貢献の森」の協定締結

活動の実施に当たっては、実施主体と仙台森林管理署長との間で、別添5を内容とする協定を締結していただきます。（協定期間は成林するまでの間の5～10年間程度とし、その後の更新も可能です。）

協定の締結は実施主体決定の通知から起算して14日（休日等を除く。）以内に行う

ようお願いします。

第9 留意事項

上記のほか、以下の事項に留意のうえ応募願います。

- (1) 苗木調達、唐鍬等の資機材の調達、協定期間中の補植・保育及び現地までの移動等の活動に要する一切の経費は、実施主体に負担していただきます。
- (2) 対象箇所については、森林の所在する地域や活動構想等を踏まえて、実施主体において名称を付けることができます。
- (3) 協定を締結し全体活動計画書を仙台森林管理署に提出していただいた後には、協定及び全体活動計画書をホームページ等で公表いたします。
- (4) 標識類は別添6に示す規則に則り設置することができます。
- (5) 工作物設置の要望にはお応えできませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 実施主体の要件との相違、活動希望申請書への虚偽記載、活動希望申請書及び全体活動計画書の記載内容と著しく異なる活動が明らかとなった場合は、協定を破棄するとともに、必要に応じて、その事実、団体名等を公表させていただきます。

第10 その他

海岸防災林の再生のために企業・NPO等が行う植樹活動の実施に向けての取組に対しては、海岸林再生への参加・支援の方法等の情報提供や資金等を支援して下さる企業・団体等と植栽活動団体とのマッチング等の支援があります。

詳しくは、公益社団法人 国土緑化推進機構のホームページ (URL : <http://www.green.or.jp>) をご覧下さい。

第11 問い合わせ先

ご不明の点があれば、以下の問い合わせ先までご連絡願います。

住所

〒010-8550

秋田県秋田市中通五丁目9番16号

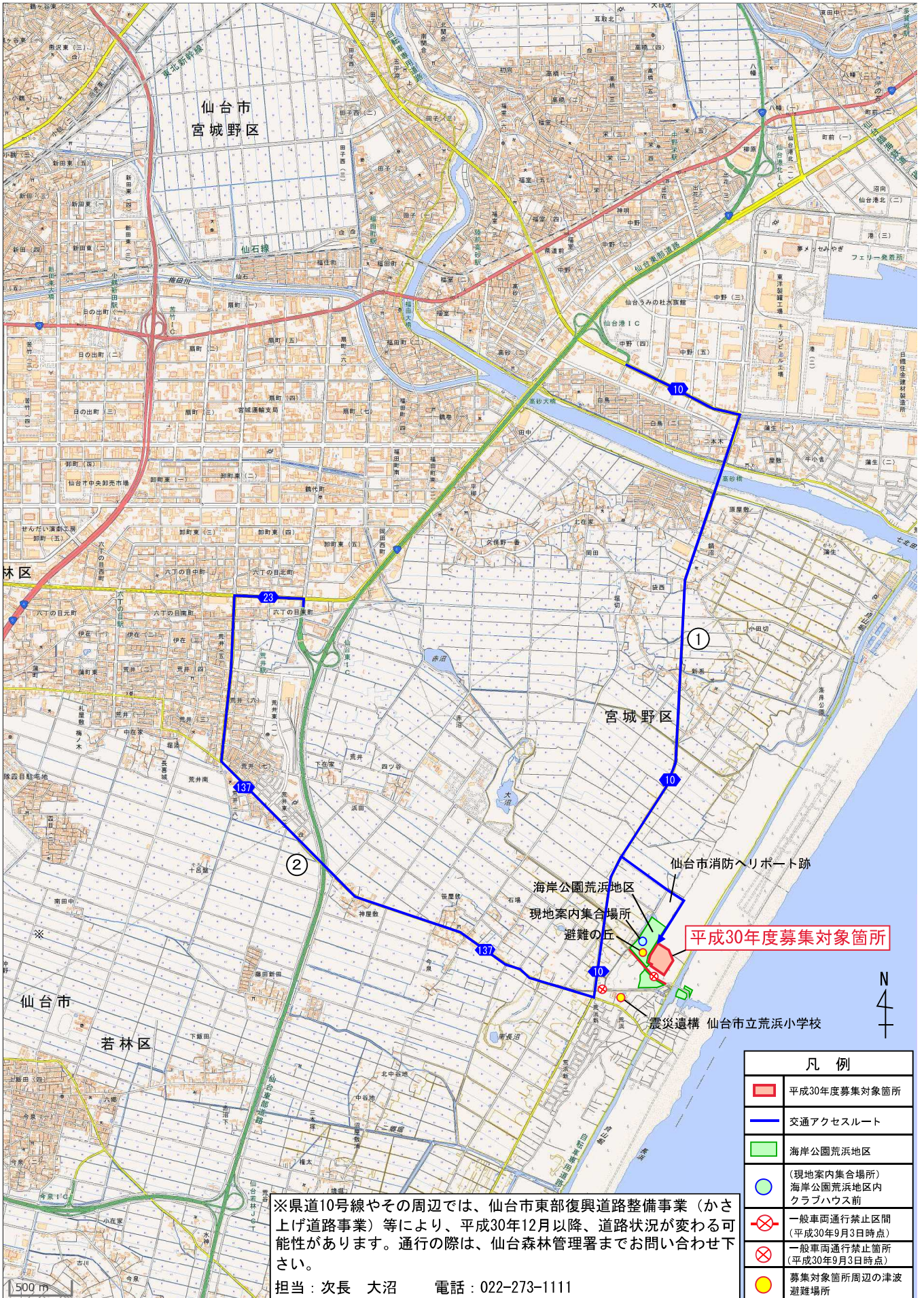
東北森林管理局 技術普及課 (担当: 緑の普及係 正月)

電話 : 018-836-2218

募集対象箇所 位置図

地理院地図
GSI Maps

場所 宮城県仙台市若林区荒浜字北山国有林87林班ヨ1小班
 道順① 仙台東部道路仙台港IC→県道10号線→現地(約5.6km)
 道順② 仙台東部道路仙台東IC→県道23号線→県道137号線→県道10号線→現地(約7.5km)



※県道10号線やその周辺では、仙台市東部復興道路整備事業(かさ上げ道路事業)等により、平成30年12月以降、道路状況が変わる可能性があります。通行の際は、仙台森林管理署までお問い合わせ下さい。

担当：次長 大沼 電話：022-273-1111

凡例	
	平成30年度募集対象箇所
	交通アクセスルート
	海岸公園荒浜地区
	(現地案内集合場所) 海岸公園荒浜地区内 クラブハウス前
	一般車両通行禁止区間 (平成30年9月3日時点)
	一般車両通行禁止箇所 (平成30年9月3日時点)
	募集対象箇所周辺の津波 避難場所

センターハウス（トイレあり）

パークゴルフ場
トイレ


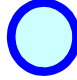

パークゴルフ場

避難の丘

パークゴルフ場

運動広場

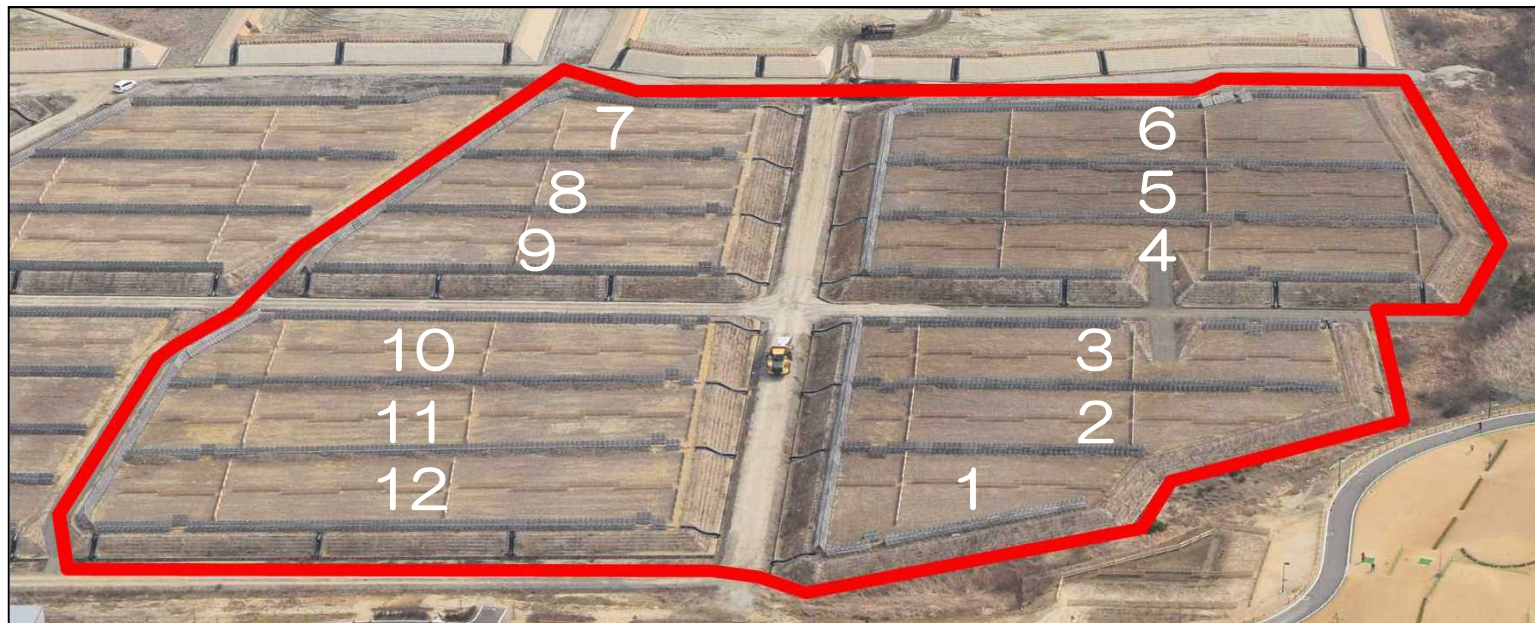
クラブハウス（トイレあり）

凡 例	
	平成30年度募集対象箇所 植栽面積：1.41ha 協定面積：1.62ha
	（現地案内集合場所） 海岸公園荒浜地区内 クラブハウス前
	津波発生時の避難ルート

植栽地の概要

別添1-3

- ①木製防風柵と防風垣が設置されています。
- ②植栽活動は1区画以上です。（1区画あたりの植栽面積は0.07ha~0.16ha）



区画NO.	植栽面積 (ha)	協定面積 (ha)
1	0.07	0.09
2	0.10	0.11
3	0.10	0.12
4	0.14	0.16
5	0.15	0.17
6	0.16	0.18
7	0.07	0.08
8	0.09	0.10
9	0.11	0.13
10	0.13	0.15
11	0.14	0.16
12	0.15	0.17
計	1.41	1.62



木製防風柵と防風垣



作業道



遠景（一部）

植栽・保育作業の実施条件

活動希望申請書は、下記の作業条件を踏まえて作成いただきますようお願いいたします。申請書に記載いただいた植栽樹種、苗木、植栽密度等につきましては、別途地域の学識経験者、地方自治体等を交えた審査委員会において、現地への適応性について確認させていただきます。

記

1 目標とする森林について

森林の防災機能を高度に発揮させるため、将来的に「根系及び樹冠が発達して、十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林」とすることを目標とした森林整備をお願いします。

2 植栽樹種について

○海岸部：針葉樹：クロマツ、アカマツ

○内陸部：針葉樹：クロマツ、アカマツ

広葉樹（高木となる広葉樹）：コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、クリ等

○広葉樹については、上記樹種を中心に列状または塊状に混植となるようお願いします。また、広葉樹は別添1-3の植栽地の概要で示した区画NO. 1と区画NO. 12に植栽することが可能です。

（今回の公募箇所は概ね海岸部に該当するため、できるだけマツ類の植栽をお願いします。広葉樹の植栽を希望される場合は募集対象箇所内で調整させていただきます。）

3 苗木について

○ マツについては、治山事業で使用する苗木の規格・品質^{*}に準じたクロマツ（又はアカマツ）とするようお願いします。なお、通常の（抵抗性でない）クロマツ（又はアカマツ）を使用する場合は、植栽箇所を松くい虫被害の発生しにくい箇所や被害防除のしやすい箇所に調整させていただきます。

※治山事業で使用する苗木の規格・品質

- ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。
- ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。
- ・ 抵抗性クロマツ採種園産の種子から育てた苗であること。
- ・ 健全に育成された2～3年生苗（コンテナ苗を含む。）で、苗長20～35cm程度、根元径5～6mm程度であること。

- 広葉樹については、できるだけ地元産の種子から生産された、宮城県内海岸部に自然分布する上記樹種の苗木とするようお願いします。県外から入手する場合には、あらかじめ別紙様式により産地を届け出てください。

4 植栽時期について

- 海岸防災林としての機能確保の観点から、活動初年度の適期（4月～5月）に植栽を実施するようお願いします。活動面積が1haを越える場合は複数年にわたる計画的な植栽も可としますが、その場合もなるべく早く植栽を終了するようお願いします。（希望面積が1ha以上であった団体は、調整後の面積が1ha未満になった場合でも複数年にわたる植栽も可とします。）

5 植栽密度について

- 原則として、治山事業での植栽密度に準じることとし、1ha当たりマツ類は5,000本以上、広葉樹は3,000本以上の植栽密度が確保されるよう実施願います。

6 植栽後の保育作業について

- 植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められますので、必要な場合は、植栽翌年以降、補植などの実施をお願いします。
- 下刈りについては、植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、状況に応じて年間1～2回実施願います。

7 その他

- 大規模な土地の形状の変更や、構造物の設置は行わないようお願いします。
- 植栽、補植、保育作業の実施に当たっては、事前に仙台森林管理署と作業内容や日程、自動車の入込み台数等について調整願います。作業者が多い場合の緊急時の避難や駐車スペース等も考慮し、必要に応じて日程等を調整させていただく場合もありますので、ご了承ください。
- 現地に機材・資材等を留置しないでください。
- 作業道上を走行、転回する際には、道路から逸脱しないでください。

(参考)

林業種苗法に基づく種苗の配布区域

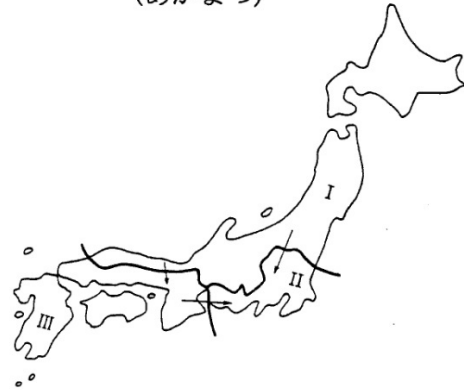
林業種苗法第24条第1項に基づき農林水産大臣の指定する種苗の配布区域(昭和46年2月1日農林省告示第179号)

(くろまつ)



※ II区ではI区で生産された苗木も使用可能

(あかまつ)



※ I区で生産された苗木のみ使用可能

○アカマツについて、林業種苗法24条第2項ただし書きに規定する「特別な事情がある場合」に該当し、「林業種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて(昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通達)」に基づき、農林水産大臣の承認を受けた場合はII区で生産された苗木も使用可能です。(必ず大臣の承認書類の写しを提出して下さい。)

(別紙様式) 広葉樹苗木を宮城県外から入手する場合の産地届け出

平成 年 月 日

仙台森林管理署長 殿

協定者

住所

団体名

代表者氏名

広葉樹苗木の産地について(届出)

次のとおり広葉樹の種苗を移入するので、お届けします。

樹種	苗齢	数量	種子の産地	苗木の産地	生産者(出荷者)

注 種子の産地欄は、県名を記載してください。

注 苗木の産地欄には、県名及び市町村名を記載してください。

注 生産者欄には、事業者名を記載してください。

年 月 日

東北森林管理局長 殿

申請者 住所
 団体名
 代表者役職・氏名 印

仙台地区海岸防災林（北山国有林内）の再生に向けた活動希望申請書

仙台森林管理署管内の仙台地区海岸防災林（北山国有林内）において、下記により森林づくり活動を実施したいので申請いたします。

なお、申請に当たり、平成30年9月 日付け公告の第4に記載された実施主体の資格要件に該当する団体であること及び申請書の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。また、活動は申請者の指揮・監督の下において行うものとし、活動参加者の事故等については申請者において一切の責任を負うことを誓約します。

記

1 実施主体（申請者）

団体名	※団体の規約を添付すること		
代表者名	(団体の会員数 名)		
(事務局) 担当者名			
(事務局) 所在及び連絡先	<住所> 〒	<電話>	<FAX> <E-mail>

2 森林づくり活動の構想

活動の目的	※活動を希望する背景、目的について記載		
実施希望面積	m ²		
活動の内容	<植栽> 樹種： 実施希望面積に植栽する苗木本数： 本 (1ha当たり 本) 苗木の調達： ①購入 ②自ら育成した苗木、③その他(具体的内容：) <補植> (記載例) 植栽木が枯れた場合には補植を行います。		

	<p><下刈> (記載例) 植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、年間1～2回の下刈を行います。</p> <p><その他の活動内容> (※適宜記入して下さい) (林内清掃・自然観察など)</p>
スケジュール	<p>※協定期間中に行う活動について具体的なスケジュールを記載 (記載例) 平成31年春 (月): 植栽 32年春 (月): 補植 夏 (月): 下刈 33年夏 (月): 下刈 34年夏 (月): 下刈 35年夏 (月): 点検や状況に応じて下刈等を実施 36年～△△年夏 (月): 点検や状況に応じて下刈等を実施 等々・・・</p> <p>※その他の活動も適宜記入して下さい</p>

3 森林づくり活動の進め方

交通手段	<p>※対象箇所までの主な交通手段を記載 (記載例) 会員の自家用車等により現地まで移動。</p>
活動実施体制	<p>※活動の実施体制について具体的に記載 (記載例) 当方で苗木・機材を準備して活動を実施。なお、活動資金は概ね自己資金で対応。</p>
安全管理体制	<p>※活動時の安全管理体制について具体的に記載 (記載例) 当方で安全指導の対応者〇名を配置予定。</p>

4 森林づくり活動等の実績

実績の有無 (該当に○)	有り・無し
実績の詳細 (実績有りの場合のみ記載)	<p><活動場所> <面積> <期間> <作業内容> <参加人員></p>

5 苗木等の調達予定

苗木の調達予定	<p>※植栽する苗木の調達方法を具体的に記載 ※県外から広葉樹を調達する場合は「別紙1 植栽・保育作業の実施条件」記載の様式により別途届出を行って下さい。</p>
---------	--

	<p><調達先> : (記載例)生産者(提供者等)〇〇、生産場所〇〇県〇〇市</p> <p><樹種> : (記載例)クロマツ、ヤマザクラ・・・</p>
資機材の調達予定	<p>※植栽に使用するスコップ等機材の調達方法を具体的に記載 (記載例)当方においてスコップ等20セットを所有。機材は参加者で交互使用を予定。</p>
労働力の確保予定	<p>※活動に必要な労働力の確保方法を具体的に記載 (記載例)会員による作業を中心とするが、2年目以降の下刈り作業については〇月頃に一般参加者〇〇名を募集して対応する予定。</p>

6 その他

地域への貢献	<p>※ 貴団体の活動が、地域にどのように貢献できるのかを具体的に記載</p> <p>(記載例)植栽する苗木は仙台市内の苗木生産業者から購入することとしており、被災地の経済への波及効果が見込まれる。</p> <p>(記載例)10年間程度の活動を予定しており、実施に際して被災住民への参加を呼びかけ、市民参加のシンボルとして海岸防災林の重要性等を長期的にPRすることが可能。</p>
--------	--

7 添付書類

- ① 団体の規約
- ② その他 (パンフ、会報等 : 任意)

※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

現 地 案 内 申 込 書

団 体 名	
住 所 代表者 氏 名	-----
連絡先	電話番号 FAX
現地案内参加者	人数 _____ 名 ----- 氏名 ----- -----
現地案内日	希望される回に○をしてください。 ・ 第1回 9月28日（金） ・ 第2回 10月11日（木）

【現地案内申込先】 〒981-0908 仙台市青葉区東照宮一丁目15番1号
仙台森林管理署 （担当：主任森林整備官 小向）

FAX：022-273-1115

仙台地区海岸防災林（北山国有林内）の再生に向けた活動に関する協定書

仙台森林管理署長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、仙台地区海岸防災林（北山国有林内）の再生に向けた活動に関し、次のとおり、「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく社会貢献の森における仙台地区海岸防災林（北山国有林内）の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、仙台森林管理署 仙台市若林区荒浜字北山国有林87林班ヨ1小班の〇〇ha内の一区画地（〇〇ha）を社会貢献の森として乙に活動を行わせるものとする。

なお、社会貢献の森の名称は、「◇◇◇◇◇の森」とする。

第3（全体活動計画書との提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

とする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む）を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（標識類の設置）

- 1 乙は、活動に当たり、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあつては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した標識類を収去するものとする。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩落もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（◇◇◇◇◇森(名称)の適切な管理)

甲は、◇◇◇◇◇森(名称)が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第16（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- 3 ◇◇◇◇森(名称)の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 次の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
 - (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
 - (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
 - (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
 - (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納していないこと。
 - (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
 - (7) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
 - (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第17 (協定の解消)

乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 仙台森林管理署長

印

(乙) 住所
団体名

代表
代表者氏名

印

(別紙様式1)「社会貢献の森」における全体活動計画書

年 月 日

仙台森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール（5～10年程度のスケジュールを記載）

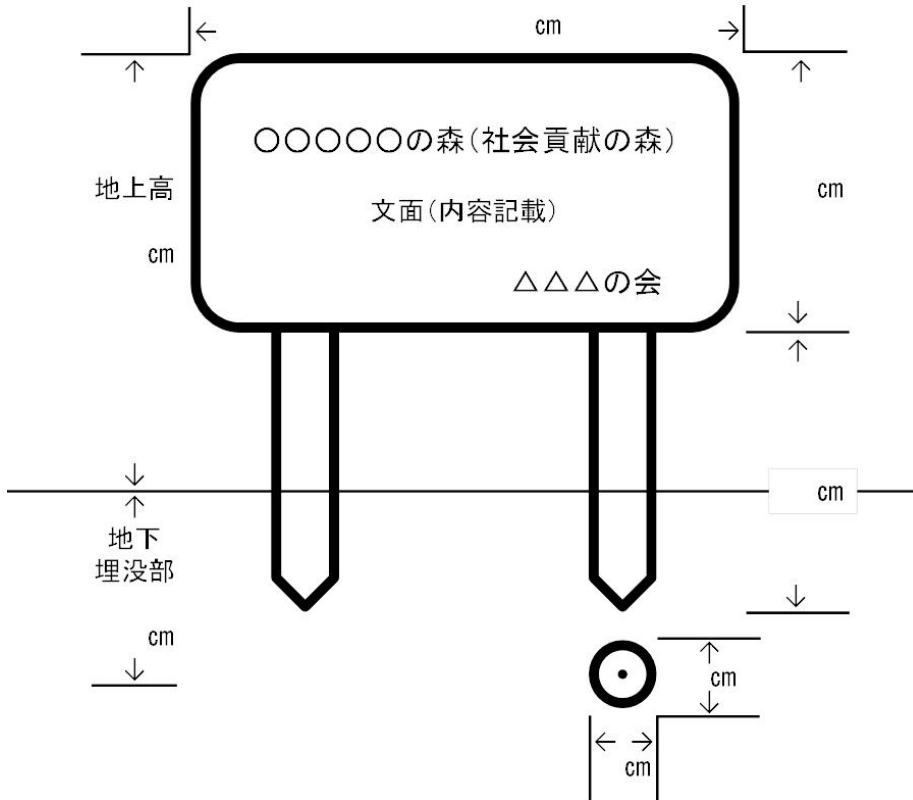
活動の内容	1年次 H31	2年次 H32	3年次 H33	4年次 H34	5年次 H35	合 計
合 計						

活動の内容	6年次 H36	7年次 H37	8年次 H38	9年次 H39	10年次 H40	合 計
合 計						

(注)・活動内容については、時期・頻度（回数）等について記述する。

3 標識類の設置

- 寸法：幅 c m、高さ m
- 素材：
- 設置数： 基
- 設置場所：別紙のとおり（区画図の設置希望箇所）
- 設置日：平成 年 月 日（ ）設置予定



(注)・標識類を設置する場合は、記述する。

4 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本
- 保育
- その他の活動

※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「社会貢献の森」における年間活動計画書

年 月 日

仙台森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本
○保育
○その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「社会貢献の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

仙台森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4)「社会貢献の森」の協定解消の申請書

年 月 日

仙台森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

団体名

代表者氏名

印

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	h a	年 月 日 ～ 年 月 日
	国有林 林班 小班	h a	年 月 日 ～ 年 月 日

仙台地区海岸防災林（北山国有林内）の再生に係る
標識及び標柱等の設置について

標識類は下表に示す規則に則り設置することができます。

標識及び標柱等の規格	<p>標識のサイズ B1判（728mm×1,030mm）以下</p> <p>標柱のサイズ 角柱（120mm角）、円柱（直径150mm）以下</p> <p>高さ 地上から1.6m以下 （現地に設置している防風柵の高さ程度）</p>
標識の設置数	<p>1 団体につき原則 1 基まで （1 h a を越える場合は 3 基まで）</p>
標柱の設置数	<p>1 団体につき原則 1 本まで （1 h a を越える場合は 3 本まで）</p>
デザイン及び文面等	<p>標識及び標柱には、社会貢献の森の名称及び協定者名を明示するよう願います。</p> <p>当該箇所は被災地であり国有林であることに鑑み、華美なもの、公序良俗に反するもの、美観風致を損なうもの、その他森林管理署長が不相当と認めるものは避けるようご配慮願います。</p> <p>また、環境に配慮するため<u>木質系</u>のものをご利用願います。</p>

注) 協定の有効期間が満了し更新しなかった場合、又は協定を破棄した場合は標識及び標柱等を撤去して下さい。